

会 議 録

会議の名称	令和2年度（2020年度）第2回豊中市男女共同参画審議会		
開催日時	令和2年9月18日（金）18時～20時		
開催場所	市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事務局	人権政策課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	倉垣千恵委員、西尾亜希子委員、中村誉彦委員、槇村久子委員、 青竹美佳委員、宮前千雅子委員、山中京子委員、須河内優子委員、 福井幾子委員、樋口佐代子委員、須戸裕治委員、古川博夫委員、 山田正典委員	
	事務局	山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、 片岡課長補佐、工藤男女・多文化共生係長、廣田主事、野邊事務職員	
	その他		
議題	（1）審議会の公開について （2）令和元年度（2019年度）第2次豊中市男女共同参画計画改定版年次報告書 第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書（案）について （3）本市の性的マイノリティへの支援に係る「パートナーシップ宣誓制度」 等の活用について （4）その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

令和 2 年度 第 2 回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

日時：令和 2 年（2020 年）9 月 18 日（金）18 時～20 時

場所：市役所第二庁舎 3 階大会議室

【出席委員】

倉垣千恵委員、西尾亜希子委員、中村誉彦委員、槇村久子委員、青竹美佳委員、宮前千雅子委員、山中京子委員、須河内優子委員、福井幾子委員、樋口佐代子委員、須戸裕治委員、古川博夫委員、山田正典委員

【事務局】

山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、片岡課長補佐、工藤男女・多文化共生係長、廣田主事、野邊事務職員

【本審議会の開催方法について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部委員については事前に議案を審議会委員へ配付し、WEB 会議で審議を実施した。

案件 1. 審議会の公開について

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報に関し審議を行う場合は、公開しないこととし、豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領のとおり原則公開とした。

案件 2. 令和元年度(2019 年度)第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版年次報告書

第 2 次豊中市 DV 対策基本計画年次報告書(案)について

事務局より資料に基づいて、令和元年度（2019 年度）第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版年次報告書第 2 次豊中市 DV 対策基本計画年次報告書（案）について説明した。

委員： 資料⑥-1 あらゆる分野での女性の活躍を推進するには、主な実施状況の記載がある。こども政策課から保育所等の待機児童数がゼロと発表しているが、「厚生労働省の基準によるもの」だと表現することが正確ではないか。実際に就職活動ができず申込みができていない、無認可や認可外をやむを得ず利用している場合は待機児童としてカウントされないことがある。実際は認可保育所に入りたいのに。認可外では費用が多くかかる状況であるため、「厚生労働省の基準による待機児童」と表現することが本当は正しいのではないか。資料⑦年次報告書本編 10 ページにおいても同様に触れられている部分がある。同様に修正していただきたい。

事務局： 待機児童の項目は、資料⑦年次報告書本編 10 ページの本文中と、11 ページの上部にて指標欄に掲載している。ご指摘の趣旨をふまえて、文面を修正し調整させていただきたい。

委員： 本編の 12 ページの市職員の女性の比率中、課長級以上が 24%と書いており、確かに 3 割が目標になっている部分であるが、それ以上の部長級といった職階のパーセンテージが大切ではないか。豊中市市

政の中心である上層部に本当は何パーセントの女性がいるのかが大切ではないか。課長級以上だけにするのは少し乱暴ではないか。

事務局：国が発表している市町村職員の各役職段階における女性の割合では、部長級と次長級相当職のパーセンテージは全国平均では9.5%となっており、やはりその数字としては課長級以上よりは少なくなる。この指標については現計画の指標として採用しており、今後次期計画に向けてこの点は、改善していきたい。

また、他市町村とも比較する指標は、管理職に該当する職階で比べている。豊中市は、課長級以上の職員が管理職で、同じ指標ではこの数字となる。現在豊中市の部長級職員は3名。20数名の中での3名ということなので、パーセンテージは、かなり少ない。他市や国の基準を参考に、次期計画策定時にこの指標をどうするのかについて今後議論いただき、また事務局からも提案していきたい。

委員：今のページのところで質問させてほしい。男性職員の育児休業取得率と出産に伴う休暇の取得率について、両方ともどれぐらいの期間で取得しているかが気になる。特に出産に伴う休暇の方は、90%ぐらいは取得しているので、その次の目標設定としたら一体どれぐらいの期間取得しているのかである。1日でも取得すると算定されるので、取得期間のデータがあるのか、それとも次期計画策定時にこの目標を示すのかどうか。

事務局：先ほどと同様に現在の指標で出している。国では育児休業を1か月取得するという目標も打ち出している。次期計画の目標においても期間についての数値が必要になってくると思う。またそれに向けた豊中市の現状を示すような指標や、数値の表し方を次期計画に反映させていく必要があると考えている。

委員：私は次期計画策定のための市民意識調査の分析担当者としてかかわっている。調査票案の中に育児休業の期間についての設問があるため、次期計画策定時の基礎データとして利用できたらと考えている。

会長：市民意識調査と同時に事業所調査も実施するということだが、昨日開催されたネット上のシンポジウムにて、積水ハウスでは1か月間の育児休業を義務化する取組みの発表があった。何年かの取組みを分析し、そのデータを昨日画面上に示していた。取組みの拡大に向けてさまざまな工夫ができればと思う。

委員：本編8ページの「すべての人のエンパワメントを支援する」項目について、私はひとり親にこだわっている。母子家庭の貧困率が51.4%、これは独立行政法人の労働政策研究・研修機構調査の数値だ。私が以前勤めていた市内の学校のあるクラスでは、クラスの半分が単親家庭である場合もあり、「へえ！お前とこ、お父さんがおるの？へえ！」と、父親がいることが当たり前ではない状況にかかわってきた。その中で子どもたちの中には、高校に行くことをあきらめてしまう子どもも少なからずいた。中学3年生と話をするときに来年高校生だねというと、兄や姉や周囲の人たちが高校に行かない、行けないのが当たり前であるとか、夜遅くまで食事をせずに公園をうろうろしている、母親が夜働きに言っている、朝まで帰ってこない、といったしんどい家庭がたくさんある。生活保護を受ければどうかと勧めると、書類の準備等の手続きが難しくあきらめてしまうこともある。そういった知識がない家庭や子どもをたくさん見てきた。

教育費の面では高校の授業料は無料になったが、他の費用が掛かり日本は欧米と異なり大学に行くと年間100万円や50万円とかかるため高等教育をあきらめてしまい、中学卒業後アルバイトを転々としている

卒業生も多く見てきた。

もう少し政策的に手だてができないのかと思う。子どもの未来というか、子どもに夢を見せてあげて、その夢を実現してあげるという政策を考えてほしい。単親家庭の不登校率は、そうではない家庭の3倍になっている。このような点をふまえて政策を考えていってほしい。

事務局：年次報告書は昨年度の取組みの内容報告となっている。今後のことでは豊中市においてもご夫婦が離婚された場合に子どもの養育費がその子どもに確実に届くような仕組みを作るところである。先日説明会が終わり、相談をいただいたりといったことが始まっている。本来は公正証書にて取り決めて行えばよいが、そういった知識がない方もたくさんいる。また、公正証書を取り交わしていても実際には約束を守れないということもある。それに対して豊中市がサポートしていくという取組みが今月から始まっている。この事業は今年度のものなので、昨年度の報告としては資料のとおりだが、それをふまえて今年度豊中市として子育ての関係でサポートが始まっている。今回の審議会での議論を受けて、来年の予算編成に向け次の施策をどうしていくかということになるため、ご意見をいただけたらと思う。

会長：今年の様々な取組みを見ていくと、次期計画のためにどのような形で課題が出てくるか、それに対してどのように考えたらよいかという検討課題がすでに出てきているように思う。

本編の9ページに地域就労支援センターで相談して就労に結び付いた人数について、シングルの家庭ばかりではないと思うが、平成24年度から令和元年度まで就労に結び付いたパーセントが少なくなっている。せっかく相談しているのになぜ就労に結び付いていないのか。今年はコロナの影響でシングルの家庭は非正規雇用の方が多い状況であることから厳しい状態になっていると思う。これから考えていかないといけない課題である。

委員：一つコメントと、一つ教えてほしいことがある。まず資料⑥-1の基本目標3のグループネットワークづくりの部分で、「くらし支援課では、ひきこもり等の生きづらさを有する女性を対象とした当事者会を実施しました。」とあるが、引きこもりの当事者会を開ける時点で引きこもりではないのでは。素晴らしい取組みだと思うが、またどのように実施しているのか確認したいと感じたことが1点。

もう1点、本編の86ページの下方、4-8「被害者同士が自らの体験等を共有し、情報交換や交流できる自助グループや、被害者の支援を目的としたサポートグループの支援に努める。」について、すてっぷでは取組みを行わなかったとある。DV被害者のことだとは思う。今後、具体的にに取り組む予定はあるかどうかを確認したい。私の知り合いにDV被害にあつて、何とか離婚が成立した人がいるが、子どもが小さいうちに離婚が成立してしまうと子どもはその時は落ち込んでいるが、子どもが思春期になると母親をせめて暴力的になってしまう。被害にあった友人によると、被害にあっているときは市が助けてくれたり、いろいろな人が助けてくれるのですごく心強いが、支援が終了し、いよいよ自分一人で子どもを育ていくタイミングで子どもが思春期になると、どうしたらいいのかわからない。DV被害者のための自助グループがよいと考えているが、豊中市ではどのような取組みがされたのか。もし自助グループがなければ今度どうしていくのかを教えてほしい。

事務局：DV被害者の自助グループに関しては、本市として主だった取組みは実施していないが、大阪府で取り組んでいる。ただ、DV被害者の方は置かれている状況がそれぞれ異なり、実際参加された方に伺うと、その方にとっては継続して参加することが難しかったということだった。委員のご指摘のように、今後自立していくなかで情報がないことも事実と思われるので、大阪府の取組みを参考にし検討していきたい。

い。

自助グループについて、配偶者暴力相談支援センターは本審議会の事務局である人権政策課が所管している。DV 防止法の第 3 条にセンターの役割や義務が記載されており、その中にカウンセリング機能についても記載されている。このカウンセリングについては、男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理業務の一つとして位置付けて実施している。したがって、本市において相談するところがないわけではなく、心のダメージを負われた方へのケアやフォローについては、すてっぷの情報提供が可能である。

会長：先ほどの質問はグループやネットワーク作りという趣旨だったが、すてっぷに相談することでそういったグループの紹介や大阪府につないでいくことも可能か。

事務局：すてっぷでは過去の電話相談にて大阪府のサポートグループの問合せ先を案内したことがある。すてっぷと連携し、ニーズに基づいた情報提供を今後検討していく。

委員：DV に関して、あるお母さんから離婚の訴訟中だという話を聞いた。外国の方で、妊娠中から DV を受け続けてきたとのこと。外国の方で理解も納得もしないまま何年間も、それに耐え続けてきていた。その話を初めて最近お聞きし、職場内で検討した。極秘ということで職員に周知して、父親が子どもを迎えに来て、連れて帰る恐れがあるのではということ、徹底して守る体制を取った。

この間に何度も出産を繰り返しており、思いはいかばかりかと思った。職場にはこういうことがあったらいつでもご相談くださいというポスターも掲示しているが、お母さんは 1 人で何とかしようとずっと思い続けて、やっとこのたび離婚が成立したところだった。

それでもそのお父さんがいつ来るかわからないので、その方を守る体制は続けているが、お母さんがどうして何年間も、DV を耐え続けてこられたのか。園児さんがまだいるので守ることは守るけれども、お母さんがもっと簡単に、相談したいときにつながる情報が欲しい。相談体制ができていなかったことに課題があった。そういうお母さんがこの世の中にたくさんいると思うので、チラシやポスターとか気軽に相談ができるような、そういうものが私たちの手元にあればありがたい。

会長：その情報提供についてはどうか。

事務局：DV 被害者の相談窓口は先ほど事務局から紹介させていただいた豊中市配偶者暴力相談支援センターがある。センターでは、チラシやリーフレットを作成し啓発を行っている。配布先は市民の方が手に取りやすいところに設置することがより効果的なので、設置個所を増やすことを検討する。

委員：その DV の相談窓口についてだが、資料⑥-2 には自立支援充実のため配偶者暴力相談支援センターでは相談時間を長く対応している旨、記載されている。しかし、例えばスマホで「豊中市 DV」と検索してホームページを開いても、相談時間の延長対応や、すてっぷに行くとか得られるような情報はわからなかった。ホームページの情報がアップデートされていないのではないかな。また、同じく資料⑥-2 の「3 緊急時における安全の確保」の項目については、DV の結果けがをした人が近隣からの通報で医療機関を受診するような場合、DV 相談案内カードの配布により救命救急活動との情報共有、警察への連絡対応は行われていることと思うが、例えば、医療機関の規模によっては病院内の専門的なソーシャルケースワーカーも利用できるのでは、連携できればと思う。また先ほどの委員も紹介されたような望まない妊娠についても、今回の妊娠の対応後には次の妊娠希望についての相談も必要であり、避妊方法は経産婦の方だと様々ある

ので、他市だが公費で実施していたケースがあったと思う。避妊はまずその本人の意思次第だが、医療機関には専門的に精通したケースワーカーがいるので、連携できるようにしてはどうか。

会長：緊急時の場合の、医療に特化した受け皿はあるのか。またケースワーカー等との連携はあるのか。

事務局：まず1点目のホームページの検索による相談時間やすてっぷの情報がわかりにくいという点には何等かの改善ができればと考えている。

2点目の病院との連携については、例えばDV被害者からの相談があり病院の医療ケースワーカーから配偶者暴力相談支援センターにつながった事例が多くある。避妊へ公費での対応については行っていない。

委員：第2次豊中市男女共同参画計画改定版の11・12ページに「重点的に取り組む施策」として10項目くらい入っている。それに対して、今回の資料では各項目についてほとんどが「継続」となっており、拡充や新規というような表現はあまり書かれていない。せっかく重点的に行うと決めているにもかかわらず継続ということは、今までどおり実施しているのか、深掘りしているのかわからない。拡充であれば今まで以上に実施、新規であれば今まで実施していないような施策をしていることで、新規や拡充が多くなれば確かに重点的に取り組んでいると言えると思うがそのあたりが見えない。

事務局：計画の中では各課が取り組まれている内容について、継続や拡充、新規の旨を記載している。これは、昨年度どう各課題に取り組まれたかを確認する中で出てきた回答であり、委員のご発言のように計画の理念をまずご理解いただいたうえで、取組みを進めてほしいと考えている。その中で継続を基本として新規も増えてくればと考えている。各課が担っているそれぞれの事業について、男女共同参画の視点を常に持って欲しいと伝えている。気づかないうちに取り組んでくれていたということもある。一つひとつの昨年度の取組みについてその課が作成している報告書やホームページを参考にすることもある。その時に拡充や新規の事業だったと発見することもある。それでもやはり継続項目が依然として多い状況ではあるが、まずは男女共同参画の重点的な項目について各職員に周知していくとともに、担当としてもそれらを取りまとめる際に、昨年度取り組んでいた各内容をくみ取っていく努力を継続していきたい。

委員：わかりました。今後表現方法を変えるかどうか検討してもらえたらと思う。

事務局：確かに継続という言葉がわかりにくいとは思う。新規や中止、廃止や休止といった言葉だと違いがわかりやすい。一度立ち上げるとその事業を継続的にやっていくので大きく拡充と言えるのか、或いは少しずつ進めて広げているときはどう表現するのか難しいところがある。今の指摘をふまえて、表現方法を考えていきたい。計画期間中、表現方法も変更してきた経緯はあるが、ご意見を参考にさせていただきたい。

委員：いろいろな取組みをしていると伺ったが、市民の感覚としては取り組んでいることを知らない人がいる。周知が徹底されていないのではないかと。先ほどの委員の話では何年も耐えていたが、どこかに相談したいができなかったというのはやはり周知徹底されていないということだと思う。たとえば私は経済産業省の経営相談員をしていたら、ラインでコマーシャルをするといった、いろいろなやり方があると思う。チラシとかホームページでもそうだが、今の若い人はパソコンを使わずタブレットとスマホだけといった人たちがいる。子どもへの虐待や若い母親の孤独感といったことに対応するにはスマホから発信すること

が効果的なのではないか。そうすると市がチラシを作成しても市役所にいってチラシを持って帰るかとなるとなかなか難しい。今の若い人たちはそういう感じではないか。周知の方法を根本的に考えていく必要がある。

事務局：今委員のご発言のとおり、この情報は市民の方に知ってもらいたい周知が不十分となることは事務局である人権政策課だけではなく、他の部局でもよくある声である。より効果的に周知を行う必要があり、そのためには対象となる方がどこによく行くのかを今後検討していく必要がある。たとえば外国人の方だったら宗教の関係で教会に週末よく行く、また主婦の方だとスーパーによく行くということであれば、対象に合わせた周知方法が考えられるのではないか。もちろん市役所の中では専門の広報戦略課という部署もあり広報とよなかやホームページを利用しての案内は行っている。

委員：先ほどの待機児童の点について、私も非常に反省したいと思っている。報告書に待機児童がゼロと表記すると誤解を招くように思う。厚生労働省の基準によるという注記が非常に重要だと考える。近くの保育所に入れなくて困っている人が多くいるのが現実。またきょうだいがいて、きょうだい別々の保育所に入らなければならない、非常に就労するのに苦労しているという状況も多数寄せられている。コロナ禍のことは2019年度の報告書とは関係ないかもしれないが、母子家庭の方で保育所に預けられない、預けないでください、できるだけ協力してくださいと言われて、でも仕事をしないといけないという状況で非常に苦しんでいる母親の声も聞いている。またこれも今後の話になるかもしれないが、男女共同参画ということの中にやはり性的マイノリティの問題などにも豊中市で取り組んでいるということなので、また外国人の差別をなくすといった点にも広げて、重点的に取り組んでいくべきだと思う。

委員：先ほどの相談窓口の周知の件。私は大学で教員をしているが、学生からいろいろな相談を受けるたびに思うが、相談を受けたらどこにつないだらよいかというのが一つのポイントだと感じることがあり、先ほどの委員の発言にもあったように、やはり何か相談したいときには信頼できる人に相談するのではないかと思う。その時にもちろん当事者への周知も大切だが相談を受ける可能性のある人への周知も考えていく必要があると感じた。

委員：私は仕事柄相談を受ける側であり、いろいろな角度で相談を受けてアドバイスをする立場からの感想を言うと、弁護士の資格を持って法律相談を行う立場として、周知徹底してこういうところにこういう相談窓口があるという話があるが、行った先の最近の相談を担当する人がどういう考え方を持っているのか、どういうスキルをもっているのかについて、非常に疑問を持っている。子どもや子育てを養護している、離婚問題を抱えている人がいる。そういう人がある相談窓口に行くと、3年がかりで争って完全に夫婦が分裂してしまう間に子どもがずっとストレスを受け続けているというような、およそ子育ての逆の時間を過ごす。それは、相談を受けた側がどのようなアドバイスをするかによって大きく変わる事となる。できる限り裁判も何もしないでソフトランディングする方法は本当はあるが一緒に争いましょう戦いましょう、とやってしまうといつまでも間に挟まった子どもが救われないということが現場にはある。また、誰に相談するのもか本当は大切で、結局そうするといろんなカウンセリングや相談を担当する人の研修やスキルアップが前提にないといけない。相談先につないでも話が通じなかった、役に立たなかったことまで想定すると、この点は重要である。

この計画の中にまでいろいろな相談窓口のスキルアップは入らないと思うが、今日審議会に出席している皆さんで具体的現実的に一つひとつのケースでどのようなアドバイスをすることがその人にとって本

当の救済になるのか、役に立つのかを考えてほしいと思う。

具体例がないとわかりにくい話だったとは思うが、例えば1件事例を紹介すると、うちの弁護士事務所にDV被害を受けているということで相談者が2名、暗く悲しそうな顔をして訪れた女性がいる。離婚をしたいと言っている。ほとんどうつ状態になっているが、私がアドバイスをしたのは「チャンスですね」ということだった。暴力の被害を受けていた。そこまで来たのなら、離婚する決意のための背中を押してもらったのではないかという極端な言い方をした。少し切り口や捉え方を変え考え直してみると、しんどくてたまらないことが実はそうではないという考えに切り替わる。そうするともう、いろいろ要求しなくても自由が手に入るのだったらそれでいいということで結局、調停も裁判もしないですぐにハンコを押す。自由を手に入れて2回目の相談のときはとても明るい顔になっているということがあった。もしそこで気の毒だ、慰謝料をとるという話になるとそこから数か月あるいは1年という話に子どもを巻き込んでしまう。その間、子どもにはストレスがかかり続けると考えると、どのようにアドバイスするかはとても最後の仕組みが重要ではあるが、その仕組みを実際運用している人たちのレベルアップは、なかなか議論が出てこないが重要なポイントであると思う。

会長：ご発言の内容は男女共同参画の視点においても大変重要と思う。たとえば相談を受ける人に対しての研修や考え方を伝えても、そのとおりということが難しい相談員もいたが、現在はそんなことはない。相談員はレベルアップのため、アドバイスをするためのケースワークの研修や勉強会をしているのか。

事務局：相談員のスキルアップについては大阪府が研修プログラムを組み実施している。担当職員はその研修に随時参加している。日々の業務ではそのケースにより場合によってはケース検討会議を他課と開催することもある。研修をとおしてスキルアップを常に図るようにしている。

会長：おそらくもっともっと深いところで研修が進んでいくものだろうと思われる。

委員：資料⑥ー1の基本目標3の文章のうち、「つまずきやすいポイントを学び」というところがある。具体的にどんなことに取り組んだのかを教えてほしい。スキルアップの部分は理解できるがどうか。

会長：就労支援やスキルアップはわかるのだが、私もつまずきやすいポイントというのがわかりにくかった。

事務局：資料⑦の39ページに掲載のコード3131や3132に、すてつぷが昨年度実施した働く女性のスキルアップ講座がある。仕事の効率をアップするパソコンのワードやエクセル、起業・副業に活かせるスマホ写真講座を実施している。これら事業の目的として非正規の女性、シングルマザーの方を優先して講座に参加してもらい働く女性にスキルアップの機会を提供することや、スマホ写真講座もメインの仕事だけでは今後どうかなと思われている女性の方に対し、副業や兼業で働けるように講座を実施していると聞いている。

委員：この本編に書いてあるような事業から「つまずきやすい」という意味が読み取りにくい。文言を訂正したらどうか。なぜかという、同じ仕事を男性も女性もする必要がある局面で、今の環境では女性がやりにくいと思われる仕事はやはりたくさんある。それはやればできるが、やりにくい環境によりつまずくということは結構あると思う。だからそういった研修であればよいと思い確認していたが、事務局の報

告のように写真やワードやエクセルといったことであると、それは別に男性女性関係なくスキルを身につけること自体は悪いことではないのでやってもらったらいいと思うが、それが起業となるとあまりにも飛躍しすぎている。確かに大切なことだが、みんなが同じ仕事をするような環境の中で、女性の場合だけやりにくい仕事になってしまっているというものがあればそのつまずきを解消するようなことは非常に意味があると感じたが、そのような発想にはなっていないのかと感じている。

会長：委員の発言内容に理解できる。中小企業の生産現場を回ってきた経験があるが、女性がつまずきやすいという表現が適切かどうかはわからないが、仕事がしづらい、積極的になりにくい環境やスキルアップが女性に対して難しい場面に多く遭遇した。つまずきやすいという表現について、文言を再度検討してほしい。委員の指摘は大変重要なことなので、今後検討してもらいたい。

案件 3. 本市の性的マイノリティへの支援に係る「パートナーシップ宣誓制度」等の活用について

事務局より資料に基づいて、本市の性的マイノリティへの支援に係る「パートナーシップ宣誓制度」等の活用について説明した。

委員：要望になるが、性的マイノリティというのは大人になって急になるわけではない。子どもの頃からそういったことに苦しんでいる。たとえば制服もそうだと思う。自分には違和感があるのにスカートをはかざるを得ないといった、男女で分けられてしまっている現状がある。授業でも体育で女子と男子が分けられているところも未だにあり違和感を感じる。また宿泊行事でも自分の思う性と違う性の子どもと一緒に風呂に入るといったことを教育の中で聞いていて、実際しんどさを感じている子どもがいる。そういったところにも関心を持ってもらいたい。大人になってからではなく子どものときから苦しんでいる子どもがいるということを考えてもらいたい。

委員：子どもを育てている同性愛のカップルやレズビアンのカップルといったゲイのカップルはあまり日本にはないのかもしれないが現実にはいる。連れ子どうしで結婚したレズビアンのカップルが現在生活している。そういう方も視野に今後入れていく必要がある。今後対応として考えられるのは親権をふまえた法律のこととなると難しいと思うが、例えば学校で何かあったときにパートナーとなっている人が迎えに行く、急に子どもが病気になったときに病院に連れていくときの、親として学校が認めるといった、学校がどのように対応していくのかについてマニュアルでもよいし、そういったことを検討していつてももらいたい。

委員：この件を拡充させていくときにめざしてほしいことは、今日の資料でも出ている、男女共同参画推進条例に、多様な性を生きる人たちについての差別、人権侵害の禁止ということが盛り込まれているが、その部分に性自認や性的指向についても盛り込んでいくことを長いスパンで考えていってほしい。

委員：出前講座実施についての質問だが、主に LGBT や SOGI のことでどんなところに出前講座に言っているのか、また今後どこに積極的に行くべきと考えているか。

事務局：人権政策課では学校現場への取組みとして、国の交付金を受けて「To you」という男女平等教育

啓発教材を現場の先生たちと一緒に作成した。その中で性的マイノリティについても取り上げ、小学4年生に配布して男女共生教育に使ってもらっている。また、教育委員会から実際聞いているのは、授業の中で性的マイノリティ当事者の方の講演を生徒のみなさんに聞いてもらう取組みを行っている。

レズビアンやゲイのカップルについて、親権の問題がある中での学校のお迎え等の対応について課題として受けとめる。

パートナーの関係を法的な保護を認めていくには現在のところ国による法律の立法が必要である。本来は国全体で権利保障に向けた制度が必要だと思うが、困っている当事者の方々、夫婦と同等の生活を送っている方や家族としての子どもとの関係も、実際には家族として生活しているが認められないということがあるため、今後の検討課題であると感じている。

また条例の中で多様な性について触れているので、条例に性自認や性的指向についても盛り込むことについては、現在の第2次豊中市男女共同参画計画改定版に性的マイノリティの人権尊重を掲げ取り組んでおり、さらに次年度策定予定の第3次計画においても性的マイノリティへの対応はさらにふみ込んだ検討が必要であると考えている。

LGBTやSOGIに関する出前講座は市民向け及び市内の事業所から依頼を受けて実施している。また庁内の他部局からどのような視点を持って市民対応したらいいか、また職員の同僚に当事者がいる場合の対応についての講師依頼が増えている。当然職員の理解を深めることも大切なと同時に、事業所にもそういった職員の方がいるため、市民に対する啓発が重要だと考えている。

会長：次期計画策定時にはまた深掘りしていく必要がある。性的マイノリティの課題は実質的に可能な部分と法的に可能な部分がある点で大変難しい。私は墓の研究をしており、福岡市で共同墓に入るときにパートナーを認めるかどうか、事実婚はどうするのかという話を聞いた。さまざまな分野、日常的に必要な場面があったりもする。

今回の市の対応は市営住宅入居資格と職員の特別休暇は市職員が対象、病院は市立豊中病院が対象となっている。他の病院であれば手術の同意は現在は難しい。必要分野は他にもある。改めてご意見をいただければと思う。

委員：ぜひ本会議で条例をとおしてほしいと思う。私は学校と保育園をミックスしたようなところにいるが、幼児期から自分が男の子なのか女の子なのかわからなくなっている子どもがいる。また学校現場では男の子でも体育授業の更衣時に一緒に男の子がいて顔を真っ赤にして着替えていることがあった。女性でも女の子でも同じことがある。教職員の先生方がこの出前講座を聞くだけでなく、啓発するだけでなく、更衣室を別に用意するといった具体的な配慮をしていくことが必要ではないか。

会長：LGBTについては今企業が採用人事や採用した後の社員教育といった点で企業の対応は進んできている。今後も次期計画改定にむけて、具体的な議論が進んでいけばと思う。

案件4. その他

事務局より今後の審議会開催予定、市民・事業所意識調査の発送、分析予定を説明した。

会長：今年度第1回目の審議会は書面会議となったが、委員のみなさまには本当の丁寧に対応いただいたことを感謝したい。また本日第2回はWEB会議での開催にご協力いただいたことも感謝したい。

事務局：今後も開催方法によらず委員の皆様の意見をきちんといただけるような形での開催をしていきたいと考えている。